

山形県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤  
の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

平成 19 年 2 月 1 日  
規則第 6 号

山形県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 19 年形広連条例第 10 号）の施行に関し必要な事項については、山形市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 44 年山形市規則第 22 号）の例による。

附 則

この規則は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。